

支援費制度関係Q & A集

支援費制度に関し、都道府県等から寄せられた質問とそれらに対する考え方をまとめたものです。

平成17年4月

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

(1) 支給決定

(問) 行動援護と、身体介護及び家事援助は同時に支給決定できるか。

(答)

支給決定して差し支えない。

(問) 行動援護の対象となる者が、行動援護を行う事業所やホームヘルパーが不足し、利用者のニーズを十分に満たせない場合等、やむを得ず行動援護を提供する事業所と移動介護を提供する事業所の両方を利用する場合、行動援護と移動介護を同時に支給決定することとなるのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問) グループホーム入居者の行動援護利用について

(答)

- 必要であれば、行動援護を利用できる。
- その際、グループホームの世話人が行うべき業務を補完するような利用(例：居宅における食事の介助)にならないよう、十分留意されたい。

(問) 行動援護について、ホームヘルパーの2人同時派遣サービスが必要な者とはどのような者か。

(答)

- ホームヘルパー1人では、抑制できないような体力や運動能力がある利用者については、2人同時の派遣が可能である。

(2) 事業者指定基準

(問) 行動援護のサービス提供責任者は、身体介護等のサービス提供責任者と兼ねることができると解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問) 行動援護のサービス提供者、サービス提供責任者に求められる実務経験について、都道府県知事等が認める場合は

(答)

- 市町村単独補助金等で運営されている事業等で知的障害児・者に対する直接的な支援等を行ってきた場合など、当該市町村に事業内容を確認したうえで、適当と認められる場合、実務経験期間として認定して差し支えない。

- また、介護福祉士の受験資格として認定される実務経験について、詳細は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第30号厚生労働省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知)」に定められており、知的障害者デイサービス事業等の職員のうち介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活指導員は、実務経験が認められるところであるが、業務分掌上介護等の業務を行うことが明確になっていない生活指導員であっても、日常生活訓練等の直接サービスに携わっていたことが明確である場合には、必要な実務経験期間として認定して差し支えない。

(問) 行動援護のサービス提供者、サービス提供責任者の実務経験については、実務経験の要件が達成された時点と居宅介護従業者養成研修の1級課程等を修了した時点との前後関係は問わないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問) 行動援護のサービス提供責任者要件の一つである「介護福祉士又は居宅介護従業者養成研修の1級課程、2級課程若しくは知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了した者」については、介護保険法における訪問介護員養成研修の1級課程又は2級課程を修了した者を含むと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(3) 支援費基準について

(問)「居宅介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、その具体的な内容について。

(答)

- 居宅介護の単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、1日に複数回の短時間の訪問をすることにより、在宅介護のサービス提供体制を強化するために設定されているものである。今回の改正は、単に1回の居宅介護を複数回に切り分けて、高い単価設定を複数回算定するサービスを行うことは適切でなく、居宅介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とすると規定したところ。
- 当該規定は、通院等のための乗車又は降車の介助には適用しない。
- なお、概ね2時間以上の間隔をあげずに、サービス提供がなされた場合、それぞれの居宅介護の所要時間を合計して1回の居宅介護として算定されるが、その際の夜間等の加算については、それぞれの居宅介護の所要時間ごとに算定される。

(具体例)

身体介護 30分 (早朝の時間帯) ①	サービス提供なし 30分	身体介護 30分 (日中の時間帯) ②
------------------------------	-----------------	------------------------------

- ①と②を通算して、30分以上1時間未満の身体介護が中心である場合を算定(うち①については、早朝の時間帯となるため所定額の100分の25に相当する額を加算)

※ 従前の扱い

- ①について、所要時間30分未満の身体介護が中心である場合(夜間早朝加算として100分の25に相当する額を加算)
- ②について、所要時間30分未満の身体介護が中心である場合をそれぞれ別に算定

(問)「居宅介護を1日に複数回算定する場合にあつては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、複数の事業者により提供する場合の取扱いについて

(答)

- 当該取扱いは同一事業者によるサービス提供に限られず、複数の事業者によるサービス提供にも適用される。
- なお、その際の事業者間の費用の配分については、事業所相互の合議に委ねられる。

(問) 行動援護利用後、2時間以上間隔を空けないと身体介護は使えないのか。

(答)

- 行動援護のサービスとして含まれていない、たとえば、入浴の介助については、2時間間隔を空けないで利用できる。
- 一方、外出時における食事の介助が行動援護のサービス内容に含まれることから、食事の介助については次の取り扱いとなる。
 - ・ 行動援護終了後、2時間以上間隔を空けて食事の介助を行う場合には、身体介護として算定
 - ・ 行動援護終了後、2時間未満の間隔で食事の介助のみを行う場合には、行動援護と通算して算定
 - ・ 行動援護終了後、2時間未満の間隔で食事の介助及び入浴の介助等を行う場合には、身体介護として算定

(問) 行動援護の夜間の利用はできないのか

(答)

- 居宅介護計画に基づいてサービスが提供される場合に、利用する時間が早期・夜間・深夜に及ぶことはありうる。
- なお、早期・夜間・深夜時間帯に提供した場合の時間帯における加算はないことを念のため申し添える。

(問) 居宅介護計画に基き、衣類の着脱等外出の準備段階からサービス提供を行い、いざ外出をしようとしたら、利用者が不安定になり、外出できなかった場合、支援費を算定できるか。

(答)

支援により通常は外出が可能な利用者の行動が通常とは異なり不安定となったため、結果として外出できなかった場合や、外出中に利用者が不安定になったため帰宅し、そのまま利用者が安定するまで危機回避や見守り等を行った場合は、当該支援に要した時間について、算定して差し支えない。